

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

**告 示** 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
とがある旨の告示（経営流通課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
とがある旨の告示の失効（ ）

臨時種畜検査の実施（畜産課）

土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 全泰通商株式会社	届出に係る建物の名称 ブックセンターコスモ岩吉店	届出に係る建物の所在地 鳥取市岩吉一〇六ほか
--------------------	-----------------------------	---------------------------

### 鳥取県告示第六百三十四号

次の届出に係る建物に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の公示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社マルデン	届出に係る建物の名称 デオデオ倉吉店	届出に係る建物の所在地 倉吉市上灘町五ほか
--------------------	-----------------------	--------------------------

### 鳥取県告示第六百三十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時 平成十年十月二十日 午前十時から	検査場所 東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	家畜の種類 牛
-----------------------------	-----------------------------------	------------

鳥取県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 谷 口 賢 一 八頭郡佐治村大字津野三六五
- 〃 鍵 本 順 一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇
- 〃 西 尾 憲 一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四
- 〃 西 尾 幸 一 郎 八頭郡佐治村大字津無四七一
- 〃 山 本 達 夫 八頭郡佐治村大字加茂六七五
- 〃 谷 本 善 太 郎 八頭郡佐治村大字森坪四一
- 〃 中 島 早 夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一
- 〃 藤 岡 重 勝 八頭郡佐治村大字葛谷一三七一二
- 〃 岡 村 末 廣 八頭郡佐治村大字眷谷一二二五
- 〃 中 谷 禎 治 八頭郡佐治村大字高山五六
- 〃 山 根 兵 太 郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一
- 〃 竹 村 美 好 八頭郡佐治村大字森坪二七〇一一
- 〃 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無六六

就任した役員の氏名及び住所

平成十年八月三十日退任

- 〃 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山四六五
- 〃 森 田 泰 男 八頭郡佐治村大字大井六一三一一
- 監事 長 谷 英 俊 八頭郡佐治村大字古市一六五
- 〃 谷 口 克 利 八頭郡佐治村大字津野二四四
- 〃 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八
- 理事 谷 口 賢 一 八頭郡佐治村大字津野三六五
- 〃 鍵 本 順 一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇
- 〃 西 尾 憲 一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四
- 〃 西 尾 幸 一 郎 八頭郡佐治村大字津無四七一
- 〃 山 本 達 夫 八頭郡佐治村大字加茂六七五
- 〃 谷 本 善 太 郎 八頭郡佐治村大字森坪四一
- 〃 中 島 早 夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一
- 〃 藤 岡 重 勝 八頭郡佐治村大字葛谷一三七一二
- 〃 岡 村 末 廣 八頭郡佐治村大字眷谷一二二五
- 〃 中 谷 禎 治 八頭郡佐治村大字高山五六
- 〃 山 根 兵 太 郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一
- 〃 竹 村 美 好 八頭郡佐治村大字森坪二七〇一一
- 〃 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無六六
- 〃 南 條 明 治 八頭郡佐治村大字枌原一三三三
- 〃 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山四六五
- 〃 森 田 泰 男 八頭郡佐治村大字大井六一三一一
- 〃 谷 上 學 八頭郡佐治村大字余戸五五六
- 監事 長 谷 英 俊 八頭郡佐治村大字古市一六五
- 〃 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

〃 中谷 公明 八頭郡佐治村大字高山二二六一三  
平成十年八月三十一日就任 任期三年

**鳥取県告示第六百三十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚二六二二  
 〃 林 田 恒 一 八頭郡智頭町大字穂見八六  
 〃 谷 口 雅 人 八頭郡智頭町大字大背一〇一八  
 〃 柴 田 操 八頭郡智頭町大字奥本一八六  
 〃 長 石 繁 美 八頭郡智頭町大字早瀬一九五  
 〃 草 刈 貞 男 八頭郡智頭町大字大屋四五五  
 〃 浮 田 博 司 八頭郡智頭町大字三吉二五五  
 〃 谷 口 善 彦 八頭郡智頭町大字横田一六四  
 〃 小 林 功 八頭郡智頭町大字埴師四七三  
 〃 山 本 秀 市 八頭郡智頭町大字山根六六四  
 監事 大 呂 辰 夫 八頭郡智頭町大字慶所一九三一二  
 〃 小 川 啓 介 八頭郡智頭町大字河津原一四七  
 〃 寺 坂 邦 雄 八頭郡智頭町大字真鹿野四二九  
 平成十年七月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚二六二二  
 〃 林 田 恒 一 八頭郡智頭町大字穂見八六  
 〃 寺 坂 邦 雄 八頭郡智頭町大字真鹿野四二九  
 〃 谷 口 雅 人 八頭郡智頭町大字大背一〇一八  
 〃 浮 田 博 司 八頭郡智頭町大字三吉二五五  
 監事 大 呂 辰 夫 八頭郡智頭町大字慶所一九三一二  
 〃 柴 田 操 八頭郡智頭町大字奥本一八六  
 平成十年七月二十八日就任 任期四年

**鳥取県告示第六百三十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市八丁田土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更前 平成八年一月十六日から平成十四年三月三十一日まで  
 変更後 平成八年一月十六日から平成十年十月三十一日まで

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地

鳥取市湖山町北一丁目二〇二 鳥取いなば農業協同組合湖山支店内

四 設立認可の年月日

平成八年一月十二日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成十年九月二十二日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】